

伊賀市立上野総合市民病院管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月1日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市規則第5号

伊賀市立上野総合市民病院管理規則の一部を改正する規則

伊賀市立上野総合市民病院管理規則（平成16年伊賀市規則第236号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 保証人となる者がいないとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に認めたとき。

附 則

この規則は、令和5年3月1日から施行する。

伊賀市多文化共生センターに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月6日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第6号

伊賀市多文化共生センターに関する規則の一部を改正する規則

伊賀市多文化共生センターに関する規則（令和3年伊賀市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、第2及び第4日曜日の使用時間は、午前9時から正午までとする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

伊賀市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月6日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市規則第7号

伊賀市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成16年伊賀市規則第53号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2号オ中「皮膚かいよう」を「皮膚潰瘍」に改め、同表第3号ウ中「チェーンソー」を「チェンソー」に、「さく岩機」を「削岩機」に、「抹しよう循環障害」を「末しよう循環障害」に改め、同表第4号ウ中「うるし」を「漆」に改め、同表第7号ア中「しゅよう」を「腫瘍」に改め、同号イ中「ベーターナフチルアミン」を「ベーターナフチルアミン」に、「しゅよう」を「腫瘍」に改め、同号ウ及びエ中「しゅよう」を「腫瘍」に改め、同号ク中「中皮しゅ」を「中皮腫」に改め、同号コ中「肝血管肉しゅ」を「肝血管肉腫」に改め、同号タ中「ソ」を「タ」に改め、同号タを同号チとし、同号ソを同号タとし、同号セ中「骨肉しゅ」を「骨肉腫」に、「甲状せんがん」を「甲状腺がん」に、「多発性骨髄しゅ」を「多発性骨髄腫」に、「非ホジキンリンパしゅ」を「非ホジキンリンパ腫」に改め、同号セを同号ソとし、同号スを同号セとし、同号シ中「1,2-ジクロロプロパン」を「1・2-ジクロロプロパン」に改め、同号シを同号スとし、同号サを同号シとし、同号コの次に次のように加える。

サ 3・3' -ジクロロ-4・4' -ジアミノジフェニルメタンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の別表第1の規定は、令和5年1月18日から適用する。

伊賀市地区市民センターにおける各種証明書の交付に係る取次事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月10日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第8号

伊賀市地区市民センターにおける各種証明書の交付に係る取次事務に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市地区市民センターにおける各種証明書の交付に係る取次事務に関する規則(平成16年伊賀市規則第29号)の一部を次のように改正する。

「

別表中	上野東部地区市民センター	を
	上野南部地区市民センター	
	上野西部地区市民センター	
	久米地区市民センター	

」

「

上野西部地区市民センター	に、
--------------	----

」

「

神戸地区市民センター	を
花垣地区市民センター	
上津地区市民センター	
矢持地区市民センター	
桐ヶ丘地区市民センター	
玉滝地区市民センター	
丸柱地区市民センター	

阿波地区市民センター
壬生野地区市民センター
鞆田地区市民センター
柘植地区市民センター
布引地区市民センター
きじが台地区市民センター

「

神戸地区市民センター
きじが台地区市民センター
柘植地区市民センター
壬生野地区市民センター
鞆田地区市民センター
玉滝地区市民センター
丸柱地区市民センター
布引地区市民センター
阿波地区市民センター
上津地区市民センター
矢持地区市民センター
桐ヶ丘地区市民センター

に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

伊賀市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市規則第9号

### 伊賀市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市職員の通勤手当に関する規則（平成16年伊賀市規則第63号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「任命権者を異にして異動した場合又は、勤務公署」を「勤務公署」に改める。

第5条中「地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）別表」を「地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第3」に改める。

第8条の2の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第9条中「の各号」を削り、同条第1号中「その他の」を「その他」に改める。

第10条の2第2項第2号イ中「第9条の2第4条第1号」を「第9条の2第4項第1号」に改める。

第10条の3第2項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に改める。

第13条中「別に」を「、別に」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市規則第10号

### 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成16年伊賀市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第1項第1号中「再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）」を「定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員及び」を「定年前再任用短時間勤務職員又は」に改める。

第15条の3中「地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改める。

第16条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第2号中「再任用職員（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。第4項第2号において同じ。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条第1項及び第20条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第22条中「おけるの」を「おける」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暫定再任用職員 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。
- (2) 暫定再任用短時間勤務職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員をいう。
- (3) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。

(暫定再任用職員等に係る経過措置)

- 3 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（次項において「新規則」という。）第16条第1項（第2号に係る部分に限る。）及び第4項の規定を適用する。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則第15条の2、第15条の3、第16条第1項（第1号に係る部分に限る。）、第18条第1項並びに第20条第2項の規定を適用する。
- 5 前2項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。



伊賀市現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

令和5年3月24日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市規則第11号

伊賀市現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する  
規則

伊賀市現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（平成16年伊賀市規則第60号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
定年前再任用短 時間勤務職員		187,700	215,200	255,200	274,600

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（定義）

- 2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
    - (1) 暫定再任用職員 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。
    - (2) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。
- （暫定再任用職員に係る経過措置）

- 3 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の伊賀市現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則別表第2の規定を適用する。
- 4 前項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

伊賀市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市規則第12号

伊賀市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市職員の給与の支給に関する規則（平成16年伊賀市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第2項の次に次の1項を加える。

（条例附則第37項の規定の適用を受ける職員の教職調整額）

3 条例附則第37項の規定の適用を受ける職員に対する第6条の2の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と条例附則第39項、第41項又は第42項の規定により支給する給料の額との合計額」とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（定義）

2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暫定再任用短時間勤務職員 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。

（暫定再任用短時間勤務職員に係る経過措置）

3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則に

よる改正後の伊賀市職員の給与の支給に関する規則第9条の2の規定を適用する。

4 前項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

伊賀市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市規則第13号

伊賀市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成16年伊賀市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を削り、同条第3号中「者」の次に「（非常勤の職員である者にあつては、定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員に限る。）」を加える。

第4条中「再任用短時間勤務職員及び」を「定年前再任用短時間勤務職員又は」に改める。

第13条第1号中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（定義）

- 2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）暫定再任用職員 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により

読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。 )又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。

(2) 暫定再任用短時間勤務職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員をいう。

(3) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。

(暫定再任用職員等に係る経過措置)

3 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の伊賀市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(次項において「新規則」という。)第13条の規定を適用する。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則第2条及び第4条の規定を適用する。

5 前2項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

伊賀市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

伊賀市長 岡 本 栄

#### 伊賀市規則第14号

伊賀市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市職員の退職手当に関する条例施行規則（平成16年伊賀市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（適用除外）

第3条の2 11年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（伊賀市職員の定年等に関する条例（平成16年伊賀市条例第40号）第3条第2項に規定する職員を除く。）に対しては、条例第4条第2項の規定は、適用しない。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

伊賀市職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市規則第15号

伊賀市職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市職員の給料の調整額に関する規則（平成16年伊賀市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第59号」の次に「。以下「給与条例」という。」を加える。

第2条第2項中「給料調整額」を「給料の調整額」に、「職員の級」を「職務の級」に改め、「調整基本額」の次に「(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加え、「(その額が給料月額 $\frac{100}{100}$ の25を超えるときは給料月額 $\frac{100}{100}$ の25に相当する額)」を削り、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、給与条例第3条第1項第3号に規定する医療職給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて、別表第2に掲げる調整基本額にその者に係る別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 伊賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年伊賀市条例第46号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により任命権者が定めた勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

(2) 育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員 勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

4 前2項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した給料の調整額がその者の給



料月額 $100$ 分の $25$ に相当する額を超えるときは、当該給料月額 $100$ 分の $25$ に相当する額を給料の調整額とする。

附則を附則第 $1$ 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の $1$ 項を加える。

(給与条例附則第 $37$ 項の規定の適用を受ける職員の給料の調整額)

- 2 給与条例附則第 $37$ 項の規定の適用を受ける職員に対する第 $2$ 条第 $2$ 項の規定の適用については、同項及び別表第 $2$ 中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例附則第 $39$ 項、第 $41$ 項又は第 $42$ 項の規定により支給する給料の額との合計額」とする。別表第 $2$ 行政職給料表の表中「 $7$ 級」の次に「までの各級」を加える。

附 則

この規則は、令和 $5$ 年 $4$ 月 $1$ 日から施行する。

伊賀市職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市規則第16号

伊賀市職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市職員の単身赴任手当に関する規則（平成16年伊賀市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「条例第8条第2項第1号の規定により」及び「こととされた」を削る。

第5条第1項中「の任用」を「に規定する任用」に改め、同条第2項中「の同条第1項」を「に規定する第1項」に改め、同項第1号中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改め、「第28条の2第1項」及び「(同法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。)」を削り、同項第8号中「その他条例」を「前各号に掲げるもののほか、条例」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和3年改正地公法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。
- (2) 令和5年旧地公法 令和3年改正地公法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）をいう。
- (3) 暫定再任用職員 令和3年改正地公法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正地公法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正地公法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を

含む。)又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。

(暫定再任用職員等に係る経過措置)

- 3 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、伊賀市職員の単身赴任手当に関する規則第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であつて、当該事由の発生直前の住居から当該事由の発生直後に在勤する公署に通勤することが同規則第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用職員は、伊賀市職員の給与に関する条例(平成16年伊賀市条例第59号)第10条の2第3項に規定する第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員とする。
  - (1) 令和3年改正地公法附則第4条第1項、第5条第1項若しくは第2項、第6条第1項又は第7条第1項若しくは第2項の規定による採用(令和5年旧地公法第28条の2第1項の規定により退職した日(令和5年旧地公法第28条の3又は令和3年改正地公法附則第3条第5項若しくは第6項の規定により勤務した後退職した日及び令和5年旧地公法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は令和3年改正地公法附則第4条第1項、第5条第1項若しくは第2項、第6条第1項若しくは第7条第1項若しくは第2項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。
  - (2) 令和3年改正地公法附則第4条第2項、第5条第3項若しくは第4項、第6条第2項又は第7条第3項若しくは第4項の規定による採用(地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した日(同法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び同法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項若しくは第2項又は令和3年改正地公法附則第4条第2項、第5条第3項若しくは第4項、第6条第2項若しくは第7条第3項若しくは第4項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。
- 4 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の伊賀市職員の単身赴任手当に関する規則第5条第2項第1号に該当する採用をされた職員については、同項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。
- 5 前2項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

伊賀市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市規則第17号

### 伊賀市契約規則の一部を改正する規則

伊賀市契約規則（令和4年伊賀市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第20条の見出し中「徴収」を「徴取」に改め、同条第1項第2号及び第3号中「とる」を「徴する」に改め、同項第4号中「10万円」の次に「（建設工事（修繕を含む。）にあっては、20万円）」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) オープンカウンター方式による見積合わせを行うとき。

第20条第2項中「よる」を「より徴取する」に改め、「の徴収」を削る。

### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

伊賀市の適正な土地利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

伊賀市長 岡本 栄

## 伊賀市規則第18号

伊賀市の適正な土地利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市の適正な土地利用に関する条例施行規則（平成30年伊賀市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第15条第2項」を「第15条第1項」に、「計画提案」を「提案」に改める。

第7条中「第17条第1項の」の次に「規定による」を加える。

第10条の見出し中「他条例等」を「他法令等」に改め、同条に次の3号を加える。

(4) 伊賀市起業・事業承継促進事業補助金交付要綱（平成31年伊賀市告示第42号）第10条の規定により交付決定を受けた建築開発事業

(5) 三重県屋外広告物条例（昭和41年三重県条例第45号）に基づいて運用される建築開発事業

(6) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）及び伊賀市墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成24年伊賀市規則第16号）に基づいて運用される建築開発事業

第11条の見出し中「軽易な建築開発事業」の次に「等」を加え、同条第10号中「洗車場用地」の次に「等」を加え、同条第18号中「限る。）」の次に「又は建築基準法第6条第2項に該当する増築等（第4号に該当する場合に限る。）」を加え、同条第19号中「その他市長」を「前各号に掲げるもののほか、市長」に、「土地利用審議会」を「第45条第1項に規定する伊賀市土地利用審議会」に改め、同号を同条第20号とし、同条第18号の次に次の1号を加える。

(19) 既存建築物の用途変更であって、自動車修理工場を除き土地利用基本計画の既存集落及びその周辺区域の基準に適合するもの（新たな都市基盤整備の必要がなく周辺環境等への影響が小規模であるものに限る。）

第15条中「よる」を「より」に、「うえ」を「上」に改める。

第19条第1項中「規定による」を「規定により行う」に改める。

第20条の見出しを「(建築開発事業適合通知証等)」に改め、同条第2項中「第30条第1項において適合承認」を「第29条第1項の規定による承認」に改める。

第24条中「よる」を「より」に改める。

第30条第1項中「適合通知証の交付」を「適合承認」に、「並びに附則第5項から第10項までに規定する建築開発事業」を「に掲げる建築開発事業、条例附則第5項から第11項までに規定する建築開発事業並びに第10条第4号」に、「第8号までに規定する」を「第8号まで、第13号及び第19号に掲げる」に改め、「並びに同条第13号」を削り、「(第4号は都市計画区域外を含む。)並びに第88条第1項及び第2項」を「(同項に規定する第4号に掲げる建築物は、都市計画区域外における建築物を含む。)(第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。)」に、「建築開発事業と」を「ものと」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に改め、同条第3項中「及び」を「又は」に改める。

第32条中「の規定による」を「に規定する」に改め、同条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 知的対流拠点計画対象施設を立地する場合は、知的対流拠点計画書

第32条に次の1項を加える。

2 前項の規定により提出された同項第4号の知的対流拠点計画書については、市長が別に定めるところにより審査を行うものとする。

第35条中「第46条第1項及び」を「第46条第1項又は」に、「よる」を「より」に、「うえ」を「上」に改める。

第36条第1項中「及び判断書」を削り、「及び特定開発事業案説明会判断書」を「によるものとし、同項の判断書は、特定開発事業案説明会判断書」に改める。

第41条中「規定による」を削る。

第42条第2項中「第52条第1項において特定事業認定」を「第51条第1項の規定による認定」に改める。

第45条第3項中「すぐれた」を「優れた」に改め、同条第5項中「もらし」を「漏らし」に、「同様」を「、同様」に改める。

第47条第1項に次のただし書を加える。

ただし、会長を定めない場合にあつては、会議は、市長が招集する。

第48条中「建設部都市計画課」を「建設部都市計画課開発指導室」に改める。

附 則

この規則は、令和5年3月31日から施行する。

上野市住宅新築資金等貸付条例施行規則等を廃止する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市規則第19号

上野市住宅新築資金等貸付条例施行規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 上野市住宅新築資金等貸付条例施行規則（昭和49年上野市規則第51号）
- (2) 伊賀町住宅新築資金等貸付条例施行規則（昭和49年伊賀町規則第10号）
- (3) 大山田村住宅新築資金等貸付条例施行規則（昭和53年大山田村規則第1号）
- (4) 青山町住宅新築資金等貸付条例施行規則を廃止する規則（平成16年青山町規則第16号）
- (5) 上野市福祉資金貸付けに関する条例施行規則を廃止する規則（平成14年上野市規則第10号）
- (6) 伊賀町福祉資金貸付けに関する条例施行規則（昭和49年伊賀町規則第6号）
- (7) 大山田村福祉資金貸付けに関する条例施行規則（昭和46年大山田村規則第9号）
- (8) 青山町福祉資金貸付けに関する条例施行規則（昭和48年青山町規則第1号）

附 則

この規則は、令和5年3月28日から施行する。



伊賀市国民健康保険新型コロナウイルス感染症の感染に係る傷病手当金の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第20号

伊賀市国民健康保険新型コロナウイルス感染症の感染に係る傷病手当金の支給に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市国民健康保険新型コロナウイルス感染症の感染に係る傷病手当金の支給に関する規則（令和2年伊賀市規則第56号）の一部を次のように改正する。

第3条中「令和5年3月31日」を「令和5年5月7日に新型コロナウイルス感染症に感染した者又は当該感染症に感染したことが疑われる者が傷病手当金の支給の対象となる日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市規則第21号

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年伊賀市規則第45号）の一部を次のように改正する。

別表第1職別標準基準表の表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表行政職Cの項中「下水道調査員」の次に「、手話通訳兼障がい福祉業務員」を加え、同表行政職Fの項中「診療所看護師」の次に「、不当要求相談員」を加える。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

伊賀市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

伊賀市長 岡本 栄

## 伊賀市規則第22号

### 伊賀市行政組織規則の一部を改正する規則

伊賀市行政組織規則（平成16年伊賀市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表健康福祉部の項中「健康推進課 ワクチン接種推進課」を「健康推進課」に改め、同条第2項の表健康福祉部の部の前に次のように加える。

企画振興部	文化振興課	美術博物館建設準備室
-------	-------	------------

別表第1企画振興部の表文化振興課の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、同表健康福祉部の表健康推進課の部健康づくり系の項の前に次のように加える。

予防接種係	(1) 新型コロナウイルスワクチンの接種に関すること。 (2) 予防接種（新型コロナウイルスワクチンを除く。）、感染症等に関すること。 (3) 予防接種後健康被害救済制度に関すること。 (4) 課の庶務に関すること。
-------	---

別表第1健康福祉部の表健康推進課の部健康づくり系の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、第12号を削り、同部母子保健系の項中第3号を削り、同表ワクチン接種推進課の部を削り、同表建設部の表住宅課の部住宅管理係の項の前に次のように加える。

住宅政策係	(1) 市営住宅施策の総合的な企画及び調整に関すること。 (2) 事業用地の取得、補償及び登記に関すること。 (3) 課の庶務に関すること。
-------	--

別表第1建設部の表住宅課の部住宅管理係の項中「所管に係る支所との調整」を「住宅の耐震化等」に改め、第7号を削り、同部住宅営繕系の項中「建設計画」を「建替え及び解体」に改め、第3号を削る。

別表第2子育て支援室の項の前に次のように加える。

美術博物館建設	(1) 美術博物館の整備に関する事。
準備室	(2) 新芭蕉翁記念館の整備に関する事。
	(3) 美術作品等の保管及び活用に関する事。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

伊賀市職員の再任用に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第23号

伊賀市職員の再任用に関する規則を廃止する規則

伊賀市職員の再任用に関する規則（平成16年伊賀市規則第45号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

伊賀市管理職員の特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市規則第24号

伊賀市管理職員の特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市管理職員の特別勤務手当に関する規則（平成16年伊賀市規則第66号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(条例附則第37項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額)

2 条例附則第37項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第1項の規定の適用については、同条中「別表に掲げる額」とあるのは、「別表に掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

別表中「事務部長」の次に「、監査委員事務局長」を、「デジタル自治推進局次長」の次に「、防災危機対策局次長」を加え、「市民生活監、医療福祉政策監、ワクチン接種推進監」を「住宅施策推進監」に、「監査委員事務局長」を「農業委員会事務局長」に、「防災危機対策局次長、課長」を「課長、美術博物館建設準備室長」に改め、「環境センター所長」の次に「、さくらリサイクルセンター所長」を加え、「、地域包括支援センター所長」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

伊賀市職員管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市規則第25号

伊賀市職員管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市職員管理職手当の支給に関する規則（平成16年伊賀市規則第65号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び手当の額」を削り、同項の次に次の1項を加える。

- 2 管理職員に支給する管理職手当の月額は、当該職員の占める職の区分に応じ、別表の支給月額欄に定める額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に伊賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年伊賀市条例第46号）第2条第2項の規定により任命権者が定めた勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、同法第18条第1項の規定により採用された職員にあつてはその額に同条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第2項に見出しとして「(経過措置)」を付し、同項の次に次の1項を加える。

(条例附則第37項の規定の適用を受ける職員の支給額)

- 3 条例附則第37項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第2項の規定の適用については、同項中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

別表中「事務部長」の次に「、監査委員事務局長」を、「デジタル自治推進局次長」の次に「、防災危機対策局次長」を加え、「市民生活監、医療福祉政策監、ワクチン接種推進監」を「住宅施策推進監」に、「監査委員事務局長」を「農業委員会事務局長」に、「防災

危機対策局次長、課長」を「課長、美術博物館建設準備室長」に改め、「環境センター所長」の次に「、さくらリサイクルセンター所長」を加え、「、地域包括支援センター所長」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。



伊賀市職員の営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第26号

伊賀市職員の営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則  
伊賀市職員の営利企業等の従事制限に関する規則（平成16年伊賀市規則第47号）の一部  
を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市規則第27号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則  
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成28年伊賀市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第3条中「(以下「級別職務分類表」という。)」を削る。

別表第1中「行政職」を削り、同表級別職務分類表の表6級の項中「防災危機対策局次長」を「美術博物館建設準備室長」に改め、「、地域包括支援センター所長」を削り、同表7級の項中「事務部門」の次に「、監査委員事務局長」を、「デジタル自治推進局次長」の次に「、防災危機対策局次長」を加え、「監査委員事務局長」を「農業委員会事務局長」に改める。

### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

自治組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第28号

自治組織に関する規則の一部を改正する規則

自治組織に関する規則（平成23年伊賀市規則第36号）の一部を次のように改正する。  
様式第5号中「伊賀市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

伊賀市職員の暫定再任用に関する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市規則第29号

### 伊賀市職員の暫定再任用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊賀市職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整理に関する条例（令和4年伊賀市条例第37号。以下「令和4年改正定年条例」という。）附則第2条第4項、第5項、第9項、第10項、第12項、第13項、第15項又は第16項に規定する者（第2条及び第4条において「定年退職者等」という。）の暫定再任用（令和4年改正定年条例附則第2条第4項、第5項、第9項、第10項、第12項、第13項、第15項又は第16項の規定により採用することをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(平等取扱いの原則)

第2条 任命権者は、暫定再任用を行うに当たっては、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第13条に定める平等取扱いの原則、法第15条に定める任用の根本基準及び法第23条に定める人事評価の根本基準に違反してはならない。

2 定年退職者等が法第52条第1項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第56条に規定する事由を理由として暫定再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

(暫定再任用をされることを希望する者に明示する事項)

第3条 任命権者は、暫定再任用を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 暫定再任用を行う職に係る職務内容
- (2) 暫定再任用を行う日及び任期の末日
- (3) 暫定再任用をされた場合の給与
- (4) 暫定再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

(暫定再任用の選考に用いる情報)

第4条 令和4年改正定年条例附則第2条第4項、第5項、第9項、第10項、第12項、第13項、第15項又は第16項の規則で定める情報は、定年退職者等についての暫定再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項とする。

(人事異動通知書の交付)

第5条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、第3号に該当する場合のうち、人事異動通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。

- (1) 暫定再任用を行う場合
- (2) 暫定再任用をされた職員の任期を更新する場合
- (3) 任期の満了により暫定再任用をされた職員が当然に退職する場合

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、暫定再任用の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

伊賀市職員の定年等に関する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市規則第30号

### 伊賀市職員の定年等に関する規則

伊賀市職員の定年等に関する規則（平成16年伊賀市規則第44号）の全部を改正する。

#### 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 定年制度（第3条—第6条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第7条—第10条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第11条—第14条）

第5章 雑則（第15条）

#### 附則

##### 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、職員の定年等に関する条例（平成16年伊賀市条例第40号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定年退職 条例第2条の規定により退職することをいう。
- (2) 勤務延長 条例第4条第1項の規定により職員を引き続き勤務させることをいう。
- (3) 勤務延長職員 条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員をいう。

##### 第2章 定年制度

（異動期間が延長された管理監督職を占める職員の勤務延長の承認及び勤務期間延長

の期限の延長の承認)

第3条 任命権者は、条例第4条第1項ただし書に規定する市長の承認を得ようとするときは、異動期間を延長した職員の勤務延長の承認申請書（様式第1号）に人事記録の写し及び次条に規定する書面の写しを添えて市長に申請しなければならない。

2 任命権者は、条例第4条第2項に規定する市長の承認を得ようとするときは、勤務延長の期限の延長承認申請書（様式第2号）に人事記録の写し及び次条に規定する書面の写しを添えて市長に申請しなければならない。

（勤務延長等に係る職員の同意）

第4条 条例第4条第3項及び第4項に規定する職員の同意は、適切な時期に書面によって得なければならない。

（定年に達している者の任用の制限）

第5条 任命権者は、昇任し、降任し、又は転任しようとする職に係る定年に達している職員を、当該職に係る定年退職日後に、当該職に昇任し、降任し、又は転任することができない。ただし、勤務延長職員を、特別の事情により市長の承認を得て昇任し、降任し、又は転任する場合は、この限りでない。

2 任命権者は、前項ただし書に規定する市長の承認を得ようとするときは、勤務延長職員の異動承認申請書（様式第3号）により市長に申請しなければならない。

（勤務延長等に係る人事異動通知書の交付）

第6条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員にその旨を明示した書面（以下「人事異動通知書」という。）を交付しなければならない。ただし、第1号又は第6号に該当する場合には、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。

- (1) 職員が定年退職をする場合
- (2) 勤務延長を行う場合
- (3) 勤務延長の期限を延長する場合
- (4) 勤務延長の期限を繰り上げる場合
- (5) 勤務延長職員を昇任し、降任し、又は転任したことにより、勤務延長職員ではなくなった場合
- (6) 勤務延長の期限の到来により職員が当然に退職する場合

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があった場合)

第7条 条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

(異動期間の期限の延長の承認)

第8条 任命権者は、条例第9条第2項又は第4項に規定する市長の承認を得ようとするときは、異動期間の期限の延長承認申請書(様式第4号)に人事記録の写し及び次条に規定する書面の写しを添えて市長に申請しなければならない。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第9条 条例第10条に規定する職員の同意は、適切な時期に書面によって得なければならない。

(降任等に係る人事異動通知書の交付)

第10条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をする場合には、人事異動通知書を交付して行わなければならない。

2 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に人事異動通知書を交付しなければならない。

(1) 条例第9条各項の規定により異動期間を延長する場合

(2) 異動期間の期限を繰り上げる場合

(3) 条例第9条各項の規定により、異動期間を延長した後、管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職に異動し、当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達していない職員となった場合

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用の原則)

第11条 任命権者は、定年前再任用(条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することをいう。以下同じ。)を行うに当たっては、法第13条に定める平等取扱いの原則、法第15条に定める任用の根本基準及び法第23条に定める人事評価の根本基準に違反してはならない。

2 条例第12条に規定する年齢60年以上退職者が法第52条第1項に規定する職員団体の構



成員であったことその他法第56条に規定する事由を理由として定年前再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

(定年前再任用希望者に明示する事項及び定年前再任用希望者の同意)

第12条 任命権者は、定年前再任用を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者（以下「定年前再任用希望者」という。）に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならない。当該定年前再任用希望者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。

- (1) 定年前再任用を行う職に係る職務内容
- (2) 定年前再任用を行う日
- (3) 定年前再任用をされた場合の給与
- (4) 定年前再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

2 前項の同意は、当該職員が明示された事項に同意する旨を示した文書の提出により、定年前再任用を行う前の適切な時期に行うものとする。

(定年前再任用の選考に用いる情報)

第13条 条例第12条及び第13条第1項の規則で定める情報は、定年前再任用希望者についての定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項とする。

(定年前再任用に係る人事異動通知書の交付)

第14条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、第2号に該当する場合のうち、人事異動通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。

- (1) 定年前再任用を行う場合
- (2) 任期の満了により定年前再任用短時間勤務職員（条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員をいう。）が当然に退職する場合

## 第5章 雑則

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、定年制度、管理監督職上限年齢制又は定年前再任用短時間勤務制の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。  
(令和4年改正定年条例附則第2条第1項の規定による勤務についての準用)
- 2 第3条、第4条、第5条第1項及び第2項並びに第6条の規定は、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年伊賀市条例第37号。以下「令和4年改正定年条例」という。）附則第2条第1項の規定による勤務について準用する。  
(令和4年改正定年条例附則第2条第2項の規則で定める職及び職員)
- 3 令和4年改正定年条例附則第2条第2項の規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この項において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年（令和4年改正定年条例附則第2条第2項に規定する新条例定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、令和4年改正定年条例による改正前の条例（以下「旧条例」という。）第3条に規定する定年に準じた年齢）を超える職（当該職に係る定年が条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。）とする。
  - (1) 基準日以後に新たに設置された職
  - (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 4 令和4年改正定年条例附則第2条第2項の規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、旧条例第3条に規定する定年に準じた年齢）に達している職員とする。  
(令和4年改正定年条例附則第2条第2項に規定する任用の制限についての準用)
- 5 第5条第1項ただし書及び第2項の規定は、令和4年改正定年条例附則第2条第2項の規定により昇任し、降任し、又は転任することができない場合について準用する。  
(条例附則第3項の年齢60年に達する職員等に対する情報の提供及び勤務の意思の確認)
- 6 年齢60年に達する日の属する年度の前年度に条例附則第3項の規定による情報の提供及び勤務の意思の確認を行うことができない職員に対する情報の提供及び勤務の意思の確認は、同項に規定する期間内にできる限り速やかに行うものとする。

- 7 条例附則第3項の規定により職員に提供する情報は、次に掲げる情報（第1号、第3号及び第4号に掲げる情報にあつては、当該職員が年齢60年に達した日以後に適用される措置に関する情報に限る。）とする。
  - (1) 法第28条の2から第28条の5までの規定による管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する情報
  - (2) 定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する情報
  - (3) 伊賀市職員の給与に関する条例（平成16年伊賀市条例第59号）附則第37項から第43項までの規定による年齢60年に達した日後における最初の4月1日以後の当該職員の給料月額を引き下げる給与に関する特例措置に関する情報
  - (4) 伊賀市職員の退職手当に関する条例附則第12項から第14項までの規定による当該職員が年齢60年に達した日から条例第3条第1項に規定する定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該職員が当該退職をした日に法第28条の6第1項の規定により退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置に関する情報
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、法附則第23項の規定により勤務の意思を確認するため必要であると任命権者が認める情報
- 8 任命権者は、条例附則第3項の規定により職員の勤務の意思を確認する場合は、そのための期間を十分に確保するよう努めなければならない。
- 9 前項の勤務の意思の確認においては、次に掲げる事項を確認するものとする。
  - (1) 引き続き常時勤務を要する職を占める職員として勤務する意思
  - (2) 年齢60年に達する日以後の退職の意思
  - (3) 定年前再任用短時間勤務職員として勤務する意向
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項
- 10 附則第7項各号に掲げる情報を職員に提供するに当たっては、当該各号に掲げる情報を記載した文書を交付することにより行うものとする。
- 11 附則第9項各号に掲げる事項を職員に確認するに当たっては、当該各号に掲げる事項を記載した文書を職員に提出させることにより行うものとする。

（令和4年改正定年条例附則第2条第25項の規則で定める短時間勤務の職並びに規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員）
- 12 令和4年改正定年条例附則第2条第25項の規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げ

る職のうち、当該職が基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年相当年齢（条例第12条に規定する短時間勤務の職（以下この項において「短時間勤務の職」という。）を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（当該職に係る新条例定年相当年齢が条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

13 令和4年改正定年条例附則第2条第25項の規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年相当年齢に達している者とする。

14 令和4年改正定年条例附則第2条第25項の規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、附則第12項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年相当年齢に達している同項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とする。

給与条例附則第39項、第41項及び第42項の規定による給料の支給に関する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市規則第31号

給与条例附則第39項、第41項及び第42項の規定による給料の支給に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊賀市職員の給与に関する条例(平成16年伊賀市条例第59号。以下「給与条例」という。)附則第39項、第41項及び第42項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理監督職 伊賀市職員の定年等に関する条例(平成16年伊賀市条例第40号。以下「職員定年条例」という。)第6条に規定する職をいう。
- (2) 異動期間 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の2第1項に規定する異動期間(法第28条の5第1項から第4項までの規定により延長された期間を含む。)をいう。
- (3) 特例任用後降任等職員 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、給与条例附則第39項に規定する異動日(以下「異動日」という。)の前日において第1項特例任用職員(法第28条の5第1項又は第2項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。)又は第3項特例任用職員(同条第3項又は第4項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。)であったものをいう。

- (4) 特定日 給与条例附則第37項に規定する特定日をいう。
- (5) 降格 給与条例第3条の2に規定する降格のうち、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。
- (6) 初任給基準異動 給与条例第3条第1項の給料表（以下「給料表」という。）の適用を異にしない職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成28年伊賀市規則第28号）別表第2に定める初任給基準表（第6条第1項第1号において「初任給基準表」という。）に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- (7) 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。
- (8) 上限額 給与条例第3条第3項及び第4条第2項の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項又は第17条の規定による勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）をしている職員にあつては、当該給料月額に伊賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年伊賀市条例第46号）第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））をいう。
- (9) その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。  
（給与条例附則第39項の規則で定める職員）

第3条 給与条例附則第39項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）のうち、次に掲げる職員
  - ア 異動日以後に初任給基準異動をした職員
  - イ 異動日から特定日までの間に降格をした職員
  - ウ 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）
  - エ 異動日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員

(2) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額され、又は減額されることをいう。以下同じ。)をされた職員

(他の職への降任等をされた職員に対する給与条例附則第41項の規定による給料の支給)

第4条 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員(特例任用後降任等職員を除く。)であつて、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に給与条例附則第37項の規定により当該職員が受ける給料月額(特定日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第4条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(第3項の規定の適用を受ける職員を除く。))を除く。)には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第41項の規定による給料として支給する。

(1) 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動(以下「給料表異動等」という。)をした職員(第4号に掲げる職員を除く。) 異動日の前日に当該給料表異動等があつたものとした場合(給料表異動等が2回以上あつた場合にあつては、同日にそれらの給料表異動等が順次あつたものとした場合)に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額

(2) 異動日から特定日までの間に降格をした職員(第4号に掲げる職員を除く。) 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格を2回以上した場合にあつては、

それぞれの当該差額を合算した額) に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

- (3) 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。) 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額

- (4) 異動日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員 市長の定める額

- (5) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に100分の70を乗じて得た額

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

- 3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって同項第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第4条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

- 4 第1項第1号から第5号までのうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(前項の規



定の適用を受ける職員を除く。)には、市長の定める日以後、市長の定める額を、給与条例附則第41項の規定による給料として支給する。

(特例任用後降任等職員に対する給与条例附則第41項の規定による給料の支給)

第5条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日(法第28条の5第1項から第4項までの規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に給与条例附則第37項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「異動日給料月額」という。)が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「第5条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次条第1項各号、第3項及び第4項に該当する職員を除く。)には、異動日以後、第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第41項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

第6条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に給与条例附則第37項の規定により当該職員が受ける給料月額(異動日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下

この条において「第6条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(第3項の規定の適用を受ける職員を除く。))を除く。)には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第41項の規定による給料として支給する。

- (1) 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員(第4号に掲げる職員を除く。) 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合(給料表異動等が2回以上あった場合にあっては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合)の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額(これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額
- (2) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格(職員から書面による同意を得て行うものを除く。以下この号において同じ。)をした職員(第4号に掲げる職員を除く。) 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
- (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
  - ア 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号

給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

(4) 仮定異動期間末日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員 市長の定める額

(5) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって、第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第6条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項第1号から第5号までのうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、市長の定める日以後、市長の定める額を、給与条例附則第41項の規定による給料として支給する。

（降任等相当給料表異動をした職員に対する給与条例附則第42項の規定による給料の支給）

第7条 降任等相当給料表異動（法第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条及び次条において同じ。）をした職員（第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第4項において同じ。）であって、降任等相当転任日（当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に給与条例附則第37項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第7条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特定日以後、第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第42項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第7条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄

に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第37項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、市長の定める日以後、市長の定める額を、給与条例附則第42項の規定による給料として支給する。

(1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員

(2) 降任等相当転任日から特定日までの間に降格をした職員

(3) 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）

4 降任等相当転任日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員

第8条 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、降任等相当転任日に給与条例附則第37項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「転任日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第8条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第42項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第8条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第37項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、市長の定める日以後、市長の定める額を、給与条例附則第42項の規定による給料として支給する。
  - (1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
  - (2) 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格（職員から書面による同意を得て行うものを除く。）をした職員
  - (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
  - (4) 仮定異動期間末日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員

(特例任用期間降格等職員に対する給与条例附則第42項の規定による給料の支給)

第9条 特例任用期間降格等職員（第3項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格（職員から書面による同意を得て行うものに限る。）をされた職員又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となった職員をいう。以下この条において同じ。）であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特例任用期間降格等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）

に給与条例附則第37項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「降格等相当日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第9条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となった日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任、又は転任をされる日の前日までの間、第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第42項の規定による給料として支給する。

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
  - (2) 仮定異動期間末日以後に給料表異動（当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。）をした職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日に特例任用期間降格等職員となった日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があったものとした場合の特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となった日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額

との差額」とする。

- 3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第9条基礎給料月額は、第1項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となった日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 特例任用期間降格等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第37項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、市長の定める日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、市長の定める額を、給与条例附則第42項の規定による給料として支給する。
  - (1) 特例任用期間降格等職員となった日の翌日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に給与条例第3条の2に規定する昇格をした職員
  - (2) 特例任用期間降格等職員となった日以後に給料表異動等（給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。）をした職員
  - (3) 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となった日までの間に降格（職員から書面による同意を得て行うものを除く。）をした職員
  - (4) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
  - (5) 仮定異動期間末日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員

（人事交流等職員に対する給与条例附則第42項の規定による給料の支給）

第10条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第16条各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された職員（以下この条において「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に職員であったものとした場合



に異動日とみなされる日（以下この条において「みなし異動日」という。）がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に給与条例附則第37項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となった日が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして給与条例附則第37項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第10条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日）以後、第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第42項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日（人事交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。）までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前2項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第10条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第37項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、市長の定める日以後、市長の定める額を、給与条例附則第42項の規定による給料として支給する。

- (1) かつて第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続いて職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第16条各号に掲げる者となり引き続いて人事交流等職員となったもの及びこれに準ずるもの
- (2) 人事交流等職員となった日後に給料表異動等をした職員
- (3) 人事交流等職員となった日から特定日までの間に降格をした職員
- (4) 人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあつては特定日）以後に育児短時間勤務等をした職員
- (5) 人事交流等職員となった日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員  
(この規則により難い場合の措置)

第11条 給与条例附則第39項、第41項又は第42項の規定による給料の支給について、この規則により難い場合又はこの規則の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、給与条例附則第39項、第41項又は第42項の規定による給料の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

伊賀市出納員等設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第32号

伊賀市出納員等設置規則の一部を改正する規則

伊賀市出納員等設置規則（平成16年伊賀市規則第75号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「前条第3項ただし書」を「前条第2項ただし書」に改める。

「

別表中

医療福祉政策課	課長
障がい福祉課	
生活支援課	
こども未来課	
保育幼稚園課	
介護高齢福祉課	

を

」

「

医療福祉政策課	課長
障がい福祉課	
生活支援課	
こども未来課	
子育て支援室	室長
保育幼稚園課	課長
介護高齢福祉課	

に改める。

」

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

島ヶ原ふれあいの里の設置及び管理に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第33号

島ヶ原ふれあいの里の設置及び管理に関する規則を廃止する規則

島ヶ原ふれあいの里の設置及び管理に関する規則(平成16年伊賀市規則第30号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

伊賀市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第34号

伊賀市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市消防団の組織等に関する規則（平成16年伊賀市規則第199号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

所属別階級	基本団員								支援 団員	合計	管轄区域
	団長	副団 長	分団 長	副分 団長	部長	班長	団員	小計			
消防団本部	1	3						4		4	伊賀市全域
女性分団“し のび小町”			1		1	1	28	31		31	
上野 第1部 中分 第2部 団 第3部			1	3	3	8	83	98	45	143	上野車坂町 上野田端町 上野赤坂町 上野農人町 上野玄蕃町 上野寺町 上野伊予町 平野上川原 平野北谷 平野蔵垣内 平野清水 平野城北町 平野中川原 平野西町 平野東町 平野樋之口 平野見能 平野山之下 平野六反田 服部町一丁

												目 服部町二丁目 服部町三丁目 緑ヶ丘東町 緑ヶ丘中町 緑ヶ丘本町 緑ヶ丘西町 緑ヶ丘南町 上野片原町 上野鍛冶町 上野新町 上野丸之内 上野西大手町 上野東町 上野中町 上野西町 上野向島町 上野魚町 上野小玉町 上野福居町 上野幸坂町 上野下幸坂町 上野相生町 上野紺屋町 上野三之西町 上野徳居町 上野茅町 上野池町 上野忍町 上野恵美須町 上野桑町 上野東日南町 上野西日南町 上野愛宕町 上野鉄砲町 上野万町 小田町 木興町 八幡町 久米町 守田町 陽光台 四十九町 問屋町
上野西分団	花之木部 長田部 花垣部			1	3	4	10	91	109	25	134	大野木 法花 大内 七本木 長田 朝屋 予野 白檜 治田 大滝 桂 菖蒲池 古山界外 鍛冶

	古山部											屋 蔵繩手 湯屋谷 安場 東谷
上野 北分 団	新居部 三田部 諏訪部			1	2	3	7	63	76	30	106	東高倉 西高倉 岩倉 西山 大谷 三田 野間 諏訪
上野 東分 団	府中部 中瀬部 友生部			1	2	3	10	81	97	20	117	服部町 印代 一之宮 千歳 佐那具町 外山 坂之下 東条 西条 土 橋 山神 喰代 高山 蓮池 上友生 界外 中 友生 下友生 生琉里 ゆめが丘 西明寺 荒木 寺田 高畑 羽根
上野 南分 団	猪田部 依那古 部 比自岐 部 神戸部			1	3	4	12	96	116	21	137	猪田 笠部 山出 上之 庄 依那具 市部 沖 才良 下郡 上郡 森寺 比自岐 摺見 岡波 下 神戸 上神戸 古郡 比 土 上林 枅川 朝日ヶ 丘町
伊賀 分団	第1部 第2部 第3部			1	3	3	15	138	160	45	205	一ツ家 柘植町 野村 中柘植 上村 小杉 新 堂 楯岡 下柘植 愛田 柏野 御代 山畑 川東 川西 西之澤 希望ヶ丘
阿山	第1部			1	2	4	13	86	106	35	141	石川 千貝 馬田 田中

分団	第2部 第3部 第4部											馬場 川合 円徳院 大江 波敷野 阿山ハイツ 上友田 中友田 下友田 東湯舟 西湯舟 湯舟 玉瀧 内保 槇山 丸柱 音羽
島ヶ原分団	第1部 第2部 第3部			1	1	3	6	55	66	15	81	島ヶ原
大山田分団	第1部 第2部 第3部 第4部			1	2	4	9	84	100	30	130	上阿波 猿野 富永 下阿波 広瀬 川北 奥馬野 中馬野 坂下 出後 富岡 鳳凰寺 中村 平田 甲野 真泥 畑村 千戸 炊村
青山分団	第1部 第2部 第3部 第4部			1	3	4	13	90	111	70	181	阿保 桐ヶ丘 別府 寺脇 岡田 柏尾 奥鹿野 青山羽根 川上 伊勢路 下川原 北山 勝地 妙楽地 瀧 種生 老川 高尾 霧生 腰山 諸木 福川
合計		1	3	11	24	36	104	895	1,074	336	1,410	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。



伊賀市個人情報の保護に関する法律等施行規則をここに公布する。

令和5年3月31日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市規則第35号

### 伊賀市個人情報の保護に関する法律等施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）及び伊賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年伊賀市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な細則を定めるものとする。

(個人情報ファイル簿の様式)

第2条 法第75条第1項の個人情報ファイル簿は、個人情報ファイル（法第60条第2項に規定する個人情報ファイルをいう。）についてこれを利用する事務ごとに作成する個人情報ファイル簿（単票）（様式第1号）の集合物とする。

2 市の機関（条例第2条に規定する市の機関をいう。以下同じ。）は、法第74条第2項第3号、第7号、第9号又は第10号に掲げる個人情報ファイルについて、法第75条第1項の規定により作成する個人情報ファイル簿に準じ、帳簿（以下「準個人情報ファイル簿」という。）を作成するものとする。

3 市の機関は、個人情報ファイル簿と準個人情報ファイル簿とを区別して作成し、管理しなければならない。

(開示請求書等)

第3条 法第77条第1項の開示請求書は、保有個人情報開示請求書（様式第2号）によるものとする。

2 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）第22条第3項の規定により、代理人が開示請求をする場合に代理人の資格を証明する書類とし

て提示し、又は提出する委任状は、委任状（様式第3号）によるものとする。

（開示決定等に係る通知）

第4条 法第82条第1項又は第2項の規定による開示決定等に係る通知は、次の各号に掲げる開示決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 法第82条第1項に規定する開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（様式第4号）

(2) 法第82条第2項に規定する開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定 保有個人情報不開示決定通知書（様式第5号）

（開示決定等の期限の延長に係る通知）

第5条 法第83条第2項の規定による開示決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（様式第6号）によるものとする。

（開示決定等の期限の特例延長に係る通知）

第6条 法第84条の規定による開示決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（様式第7号）によるものとする。

（事案の移送に関する手続等）

第7条 市の機関は、法第85条第1項の規定により事案を移送する場合は、移送をする他の行政機関の長等に対し、保有個人情報開示請求事案移送書（様式第8号）を交付するものとする。

2 法第85条第1項の規定による事案を移送した旨の通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（様式第9号）によるものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等に係る各種通知及び意見書の提出手続）

第8条 法第86条第1項の規定による第三者に対して開示決定等をするに当たって行う通知は、意見照会書（様式第10号）によるものとする。

2 法第86条第2項の規定による第三者に対して開示決定に先立って行う通知は、意見照会書（様式第11号）によるものとする。

3 法第86条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者の意見書の提出は、当該第三者に関する情報の開示に賛成又は反対の意思を表示した保有個人情報の開示決定等に関する意見書（様式第12号）を提出して行うものとする。

4 法第86条第3項の規定による反対意見書を提出した第三者に対して開示決定後直ちに行う通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定に関する通知書（様式第13号）に

よるものとする。

(保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合における保有個人情報の開示の実施方法)

第9条 法第87条第1項の規定により、市の機関が、保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合における当該保有個人情報の開示の実施の方法を定めようとするときは、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法を定めるようにするものとする。

(1) 音声データ 次のいずれかの方法

ア 電子計算機その他の専用機器により再生したものの聴取

イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体(電磁的記録を記録する記録媒体をいう。以下この条及び第11条第1項第2号において同じ。)に複製したものの交付

(2) 映像データ(写真等を表示する画像データを含む。) 次のいずれかの方法

ア 電子計算機その他の専用機器により再生したものの視聴(写真等を表示する画像データにあつては、用紙に出力したものの閲覧を含む。)

イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したもの(写真等を表示する画像データにあつては、用紙に出力したものを含む。)の交付

(3) 前2号に掲げるもの以外の電磁的記録 次のいずれかの方法

ア 用紙に出力したものの閲覧又は交付

イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付

ウ その他当該電磁的記録に応じて適切な方法

(開示の実施方法等の申出)

第10条 法第87条第3項の規定による開示の実施の方法等の申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書(様式第14号)によるものとする。

(写しの交付及び送付に要する費用)

第11条 条例第4条第2項の規定により保有個人情報の開示を受ける者が負担する写しの交付に要する費用は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 市の設置する複写機により写しを作成する場合及び市の設置する印刷機により用紙に出力する場合(日本産業規格A列3番、A列4番、B列4番又はB列5番の用紙を用いる場合に限る。) 単色にあつては1枚につき10円、カラーにあつては1枚につき40円(日本工業規格A3判を超える大きさの用紙を用いるときは、日本工業規格A3判に

相当する大きさを換算した枚数分の費用の額とする。)

(2) 光ディスクその他の電磁的記録媒体により複製を作成する場合 当該複製に要する実費

(3) 前2号に掲げるもののほか、当該電磁的記録に応じて適切な方法により開示する場合 当該開示に要する実費

2 前項に規定する写しの交付に要する費用は、事務所における開示の実施にあつては現金により、写しの送付の方法による開示の実施にあつては納付書、郵便為替又は現金書留により納付しなければならない。

3 令第28条第4項の写しの送付に要する費用を納める方法として規則で定める方法は、納付書又は郵便切手で納付する方法とする。

(訂正請求書等)

第12条 法第91条第1項の訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(様式第15号)によるものとする。

2 訂正請求書には、訂正請求に係る保有個人情報の内容が事実でないことを裏付ける客観的な資料を添付することができる。

3 令第29条において準用する令第22条第3項の規定により、代理人が訂正請求をする場合に代理人の資格を証する書類として提示し、又は提出する委任状は、委任状(様式第16号)によるものとする。

(訂正決定等に係る通知)

第13条 法第93条第1項又は第2項の規定による訂正決定等の通知は、次の各号に掲げる訂正決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 法第93条第1項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする旨の決定 保有個人情報訂正決定通知書(様式第17号)

(2) 法第93条第2項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしない旨の決定 保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書(様式第18号)

(訂正決定等の期限の延長に係る通知)

第14条 法第94条第2項の規定による訂正決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(様式第19号)によるものとする。

(訂正決定等の期限の特例延長に係る通知)

第15条 法第95条の規定による訂正決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報訂

正決定等期限特例延長通知書（様式第20号）によるものとする。

（事案の移送に関する手続等）

第16条 市の機関は、法第96条第1項の規定により事案を移送する場合は、移送をする他の行政機関の長等に対し、保有個人情報訂正請求事案移送書（様式第21号）を交付するものとする。

2 法第96条第1項の規定による事案を移送した旨の通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（様式第22号）によるものとする。

（保有個人情報の提供先への通知）

第17条 法第97条の規定による保有個人情報の提供先に対する訂正の実施をした旨の通知は、提供している保有個人情報の訂正決定に関する通知書（様式第23号）によるものとする。

（利用停止請求書等）

第18条 法第99条第1項の利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（様式第24号）によるものとする。

2 利用停止請求書には、利用停止請求に係る保有個人情報が法第98条第1項各号のいずれかに該当することを裏付ける客観的な資料を添付することができる。

3 令第29条において準用する令第22条第3項の規定により、代理人が利用停止請求をする場合に代理人の資格を証明する書類として提示し、又は提出する委任状は、委任状（様式第25号）によるものとする。

（利用停止決定等の通知）

第19条 法第101条第1項又は第2項の規定による利用停止決定等の通知は、次の各号に掲げる利用停止決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 法第101条第1項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨の決定 保有個人情報利用停止決定通知書（様式第26号）

(2) 法第101条第2項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしない旨の決定 保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（様式第27号）

（利用停止決定等の期限の延長に係る通知）

第20条 法第102条第2項の規定による利用停止決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（様式第28号）によるものとする。

（利用停止決定等の期限の特例延長に係る通知）

第21条 法第103条の規定による利用停止決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第29号）によるものとする。

（審査会への諮問）

第22条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問は、次の各号に掲げる決定等の区分に応じ、当該各号に定める諮問書によるものとする。

- (1) 開示決定等 諮問書（開示決定等）（様式第30号）
- (2) 訂正決定等 諮問書（訂正決定等）（様式第31号）
- (3) 利用停止決定等 諮問書（利用停止決定等）（様式第32号）
- (4) 開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る不作為 諮問書（開示請求等に係る不作為）（様式第33号）

2 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による諮問をした旨の通知は、諮問通知書（様式第34号）によるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（伊賀市個人情報保護条例施行規則の廃止）

2 伊賀市個人情報保護条例施行規則（平成16年伊賀市規則第19号）は、廃止する。